

人事委員会年報

令和4年度

静岡市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営	
1 人事委員会の設置	1
2 人事委員会の構成	1
3 人事委員会の開催状況	2
4 人事委員会事務局組織及び所掌事務	10
5 予算	11
第2章 事業概要	
第1 任用	
1 採用試験及び採用選考	12
2 個別採用選考	17
3 昇任試験	17
4 昇任選考	17
第2 給与、勤務時間その他の勤務条件	
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	19
2 条例の制定、改廃に対する意見	23
3 規則等の制定、改廃の協議	26
4 任命権者からの申請に基づく承認	28
5 給与の支払監理	29
第3 公平審査及び苦情処理	
1 勤務条件に関する措置要求	30
2 不利益処分に関する審査請求	30
3 苦情処理	30
第4 職員団体	
1 職員団体の登録	31
2 管理職員等の範囲	32
第5 労働基準監督機関	
1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分	37
2 労働基準監督機関としての職権の行使	39
第6 人事委員会規則等の制定、改廃	
1 人事委員会規則	41
第7 公平委員会事務の受託	
1 受託団体	42
2 受託事務内容	42

○人事委員会事務局職員名簿

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成17年1月14日地方公務員法第7条第2項の規定に基づく静岡市人事委員会設置条例（平成16年静岡市条例第87号）を制定し、人事委員会を設置した。

その後、同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、第7条第1項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は4年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

なお、小林正和委員が令和5年1月13日付けで退任したため、新たに同年1月14日付けで池谷眞樹委員が選任された。

(令和5年1月13日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	松下 光恵	令和2年1月14日から 令和6年1月13日まで	NPO法人代表理事
委員 (委員長職務代理者)	小林 正和	平成31年1月14日から 令和5年1月13日まで	元静岡市環境局長
委員	石割 誠	令和3年2月15日から 令和7年2月14日まで	弁護士

(令和5年3月31日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	松下 光恵	令和2年1月14日から 令和6年1月13日まで	NPO法人代表理事
委員 (委員長職務代理者)	石割 誠	令和3年2月15日から 令和7年2月14日まで	弁護士
委員	池谷 眞樹	令和5年1月14日から 令和9年1月13日まで	元静岡市教育長 元静岡市総務局長

3 人事委員会の開催状況

	開催年月日	議 案 等
第1回 定例会	令和4年 4月5日	報告 1 職員団体登録事項の変更について 2 令和3年度における苦情相談の実績について
第2回 定例会	令和4年 4月22日	報告 3 労働基準法別表第1の号別区分の決定について 4 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について 5 採用候補者及び昇任候補者の選択結果について
第3回 定例会	令和4年 5月10日	報告 6 転職に係る能力認定の実施通知について
第4回 定例会	令和4年 5月23日	報告 7 令和4年度係長級昇任選考（公募）の申込結果について
第5回 定例会	令和4年 6月8日	報告 8 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について 9 令和4年度職員採用試験（大学卒程度・短大卒程度（福祉） 及び採用選考（免許資格職（獣医師・薬剤師（行政）・保健師・ 栄養士・精神・保育教諭））の申込結果並びに第1次試験面接等 試験受験対象者数について 10 会計年度任用職員の採用選考（委任）の結果報告について 11 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 12 臨床検査技師の採用選考（委任）の実施通知について
第6回 定例会	令和4年 6月21日	議案 1 人事委員会業務の状況に関する市長への報告について 2 令和4年度消防職員昇任試験の実施について
現地 視察	令和4年 6月21日	視察地 児童相談所
第7回 定例会	令和4年 7月1日	報告 13 令和4年度職員採用試験（大学卒程度・短大卒程度（福祉） 及び採用選考（免許資格職（獣医師・薬剤師（行政）・保健師・ 栄養士・精神・保育教諭））の受験状況並びに第1次試験面接等 試験受験対象者数について 14 令和4年度消防職員昇任試験（委任）の実施通知について 15 歯科医師の採用選考（委任）の結果報告について 16 第130回全国人事委員会連合会総会について 17 静岡市職員労働組合連合会からの要望書について

第8回 定例会	令和4年 7月22日	<p>議案</p> <p>3 令和4年度職員採用試験（大学卒程度・短大卒程度（福祉）及び採用選考（免許資格職（獣医師・薬剤師（行政）・保健師・栄養士・小中学校栄養士・精神・保育教諭））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>18 職員団体登録事項の変更について</p> <p>19 令和4年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p> <p>20 2022年春闘の状況について</p> <p>21 第65回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について</p> <p>22 労働者死傷病報告について</p>
第9回 定例会	令和4年 8月12日	<p>議案</p> <p>4 令和4年度職員採用試験（大学卒程度（技術））の最終合格者の決定について</p> <p>5 令和4年度係長級職員昇任選考（公募）第1次選考筆記試験追加試験の実施について</p> <p>協議</p> <p>1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>23 令和4年人事院勧告の概要等について</p> <p>24 静岡教職員組合及び自治労静岡県本部からの要請書並びに静岡市職員労働組合連合会からの要望書について</p>
第10回 定例会	令和4年 8月23日	<p>協議</p> <p>2 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>25 令和4年職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>26 令和4年職員給与等実態調査の結果について</p> <p>27 臨床検査技師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>28 職員団体登録事項の変更について</p> <p>29 静岡市教職員組合からの要請書について</p> <p>30 転職に係る能力認定の結果報告について</p>
第11回 定例会	令和4年 8月31日	<p>議案</p> <p>6 令和4年度職員採用試験（大学卒程度（技術を除く）・短大卒程度（福祉））及び採用選考（免許資格職（獣医師・薬剤師（行政）・保健師・栄養士・精神））の最終合格者の決定について</p> <p>7 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第20条の規定に基づく承認について</p>

		<p>協議</p> <p>3 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>31 令和4年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験者・障がい者・就職氷河期世代）の申込結果並びに第1次試験面接等試験受験対象者数について</p>
第12回 定例会	令和4年 9月8日	<p>議案</p> <p>8 令和4年度職員採用選考（免許資格職（保育教諭））の最終合格者の決定について</p> <p>9 条例案に対する意見について</p> <p>協議</p> <p>4 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第13回 定例会	令和4年 9月15日	<p>議案</p> <p>10 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>11 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>32 育休代替、配偶者同行休業代替及び欠員補充任期付職員（小中学校事務・小中学校栄養士）の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>33 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について</p> <p>34 労働者死傷病報告について</p>
第14回 定例会	令和4年 9月28日	<p>議案</p> <p>12 条件付採用期間の延長について</p> <p>13 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p> <p>14 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>協議</p> <p>5 静岡市職員採用試験（選考）における試験区分の新設について</p>
第15回 定例会	令和4年 10月4日	<p>議案</p> <p>15 令和4年度障がい者を対象とした職員採用選考（事務）の第1次選考合格者の決定について</p> <p>16 静岡市職員採用試験（選考）における試験区分の新設について</p> <p>17 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p>

		<p>報告</p> <p>35 令和4年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験者・障がい者・就職氷河期世代）の受験状況並びに第1次試験面接等試験受験対象者数について</p> <p>36 任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第16回 定例会	令和4年 10月20日	<p>議案</p> <p>18 令和4年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施について</p> <p>19 令和4年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験者・就職氷河期世代）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>20 令和4年度静岡市職員採用選考（民間企業等職務経験者（獣医師））の実施について</p> <p>21 特定任期付職員の採用の承認について</p> <p>報告</p> <p>37 歯科衛生士の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>38 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて</p>
第17回 定例会	令和4年 11月10日	<p>議案</p> <p>22 令和4年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・障がい者）の最終合格者の決定について</p> <p>23 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p>
第18回 定例会	令和4年 11月25日	<p>議案</p> <p>24 令和4年度職員採用選考（民間企業等職務経験者・就職氷河期世代）の最終合格者の決定について</p> <p>25 令和4年度係長級昇任選考（公募）の合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>39 令和4年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（獣医師））の申込結果について</p> <p>40 看護教師の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第1回 臨時会	令和4年 12月1日	<p>議案</p> <p>26 条例案に対する意見について</p> <p>27 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p>

第19回 定例会	令和4年 12月7日	<p>議案</p> <p>28 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p> <p>協議</p> <p>6 静岡市職員採用試験（大学卒程度技術）における早期試験の実施について</p> <p>報告</p> <p>41 令和4年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（獣医師））の受験状況について</p> <p>42 任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>43 理学療法士の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>44 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について</p>
第20回 定例会	令和4年 12月20日	<p>議案</p> <p>29 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基づく協議について</p> <p>30 令和4年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（獣医師））の第1次選考合格者の決定について</p> <p>31 令和5年度静岡市職員採用試験（早期枠）の実施について</p> <p>協議</p> <p>7 静岡市職員の任用に関する規則の一部改正に伴う意見公募手続について</p> <p>報告</p> <p>45 職員業務説明会の実施について</p>
第21回 定例会	令和5年 1月12日	<p>議案</p> <p>32 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p> <p>33 令和4年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（獣医師））の最終合格者の決定について</p> <p>34 令和4年度消防職員昇任試験最終合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について</p>
第22回 定例会	令和5年 1月23日	<p>議案</p> <p>35 委員長職務代理者の指定について</p> <p>報告</p> <p>46 育児休業代替任期付職員（保健師）の採用選考（委任）の実施通知について</p>

第23回 定例会	令和5年 2月8日	<p>議案</p> <p>36 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p> <p>報告</p> <p>47 令和5年度職員採用試験（選考）の日程について</p> <p>48 令和4年度静岡市職員に対する給与の支払管理の実施結果について</p> <p>49 看護教師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>50 歯科衛生士の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>51 理学療法士の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>52 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について</p>
第24回 定例会	令和5年 2月16日	<p>議案</p> <p>37 静岡市職員採用試験（選考）における試験区分の一部廃止及び受験資格の一部改正について</p> <p>38 静岡市職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>39 静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>40 条例案に対する意見について</p> <p>報告</p> <p>53 育児休業代替任期付職員（保健師）の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>54 育児休業代替任期付職員（保健師）の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第25回 定例会	令和5年 3月13日	<p>議案</p> <p>41 事務局職員の任免について</p> <p>42 令和5年度職員採用試験（大学卒程度・短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職・民間企業等職務経験者・障がい者・就職氷河期世代）の実施について</p> <p>43 特定任期付職員の任期の更新の承認について</p> <p>44 勤務延長の期限の延長の承認について</p> <p>45 職員の採用選考について</p> <p>46 人事交流等により異動した職員の号給の決定の承認について</p> <p>報告</p> <p>55 育児休業代替任期付職員（保健師）の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>56 看護師又は助産師の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>57 育児休業代替任期付職員・配偶者同行休業代替任期付職員（小</p>

		中学校事務・小中学校栄養士)の採用選考(委任)の結果報告について
第26回 定例会	令和5年 3月22日	<p>議案</p> <p>47 令和5年度係長級職員昇任選考(公募)の実施について</p> <p>48 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部改正について</p> <p>49 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>50 静岡市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について</p> <p>51 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p> <p>52 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基づく協議について</p> <p>53 静岡市教育職員の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について</p> <p>54 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する第15条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>58 令和4年度 労働基準監督機関の職権に係る事業場調査の実施結果について</p>
第27回 定例会	令和5年 3月30日	<p>議案</p> <p>55 教育職員等の初任給の特例の承認について</p> <p>56 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>57 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について</p> <p>58 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>59 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>60 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について</p> <p>61 静岡市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部改正について</p> <p>62 静岡市職員の給与に関する条例附則第35項等の規定による給料の取扱いに関する規則の制定について</p> <p>63 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について</p> <p>64 静岡市人事委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について</p>

		<p>65 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第33条第2項の人事委員会が定める事由について</p> <p>66 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p> <p>報告</p> <p>59 職員の厚生福利制度について</p>
--	--	---

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和4年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

○ 組織（14人）

事務局長 1人

事務局次長 1人

審査給与係 係長 1人 副主幹 1人 主査 2人 会計年度任用職員 2人

任用係 次長補佐兼係長 1人 副主幹 1人 主査 3人

会計年度任用職員 1人

○ 所掌事務

審査給与係

- (1) 人事委員会の会議に関すること。
- (2) 人事記録の管理に関すること。
- (3) 人事に関する統計報告に関すること。
- (4) 人事委員会規則、訓令等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- (6) 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- (7) 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- (8) 給与の支払の監理に関すること。
- (9) 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- (10) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (11) 不利益処分についての審査請求に関すること。
- (12) 職員団体の登録に関すること。
- (13) 管理職員等の範囲に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 職員の苦情処理に関すること。
- (16) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (17) 退職管理に関すること。
- (18) 研修及び人事評価についての調査研究に関すること。
- (19) 人事評価についての勧告に関すること。
- (20) 事務局の人事に関すること。
- (21) 公印に関すること。
- (22) 予算及び決算に関すること。
- (23) 所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (24) 危機管理に関すること。

任用係

- (1) 競争試験及び選考に関すること。

5 予算

令和4年度における本委員会の予算は、次のとおりである。

○ 歳出

2款 総務費 7項 人事委員会費 1目 人事委員会費 105,075千円
(人件費を含む。)

(内 訳)

科 目	予 算 額 (単位：千円)
1節 報酬	12,455
2節 給料	48,452
3節 職員手当等	28,581
7節 報償費	510
8節 旅費	1,658
9節 交際費	10
10節 需用費	1,624
11節 役務費	1,333
12節 委託料	4,102
13節 使用料及び賃借料	3,770
17節 備品購入費	50
18節 負担金、補助及び交付金	2,530
計	105,075

第2章 事業概要

第1 任用

職員の任用は、地方公務員法及び静岡市職員の任用に関する規則（以下「任用規則」という。）に基づき、成績主義及び平等取扱いの原則を基本理念として行っている。

職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとされている。ただし、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げないとされており（地方公務員法第17条の2）、これに基づき本委員会では選考によることができる職を任用規則で規定している。

また、静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（以下「委任規則」という。）により、消防士の昇任試験に関する事務の一部と、人事委員会が定める職への採用に係る選考を任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和4年度の採用及び昇任に係る試験及び選考の実施状況は、次のとおりである。

1 採用試験及び採用選考

任用規則第4条第1項に基づく採用に係る試験及び第10条に基づく採用を選考によることができる職のうち第11条第1項ただし書に基づき公募により行う採用選考（委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）の令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 日程

試験区分	試験	選考	第1次試験			第2次試験	最終合格発表日
			筆記試験日	面接等試験日	合格発表日		
大学卒程度 (事務(創造力枠))	○		令和4年 6月19日(日)	—	令和4年 7月22日(金)	令和4年 8月21日(日)	令和4年 8月31日(水)
大学卒程度 (事務(創造力枠) 及び技術を除く。)	○			令和4年 7月5日(火) ～ 7月15日(金)		令和4年 8月3日(水) ～ 8月24日(水)	
大学卒程度(技術)	○			令和4年 8月2日(火) 8月4日(木)		令和4年 8月12日(金)	
短大卒程度(福祉)	○			令和4年 8月4日(木) ～ 8月8日(月)		令和4年 8月31日(水)	
免許資格職 (獣医師・薬剤師(行政) ・保健師・栄養士・精神)		○					
免許資格職 (保育教諭)		○				令和4年 8月25日(木) ～ 8月29日(月)	令和4年 9月8日(木)

試験区分	試験	選考	第1次試験			第2次試験	最終合格発表日	
			筆記試験日	面接等試験日	合格発表日			
障がい者を対象とした採用選考		○	令和4年9月18日(日)		令和4年10月5日(水)	令和4年10月26日(水)		
短大卒程度 (福祉を除く。)	○		令和4年 9月25日(日)	令和4年 10月11日(火)	令和4年 10月20日(木)	令和4年 10月28日(金)	令和4年 11月11日(金)	
高校卒程度	○	～		10月14日(金)		～		11月2日(水)
免許資格職 (こども園調理栄養士)		○						
就職氷河期世代を 対象とした採用選考		○		令和4年 10月14日(金)			令和4年 11月7日(月)	令和4年 11月28日(月)
民間企業等職務経験者 (獣医師を除く。)		○		—			令和4年 11月5日(土) ～ 11月13日(日)	
民間企業等職務経験者 (獣医師)		○	令和4年 12月4日(日)	—	令和4年 12月21日(水)	令和5年 1月8日(日)	令和5年 1月17日(火)	

(2) 実施状況

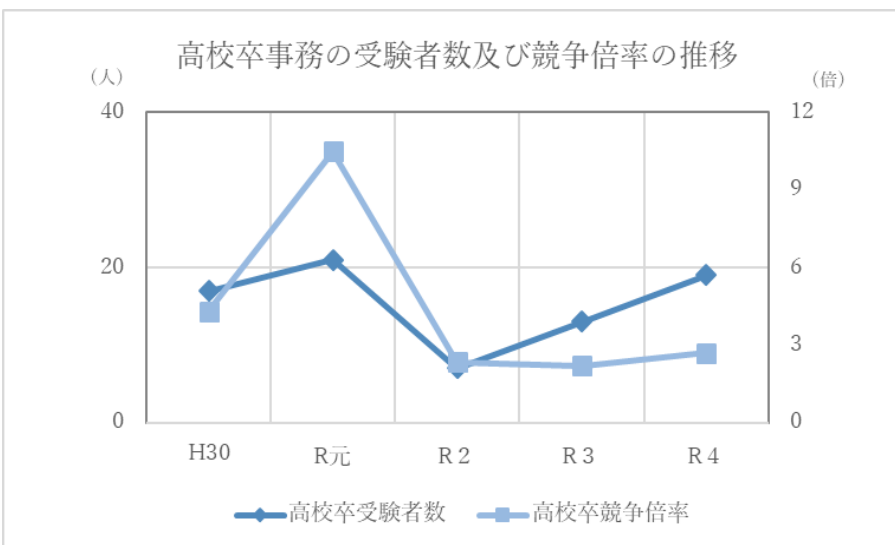
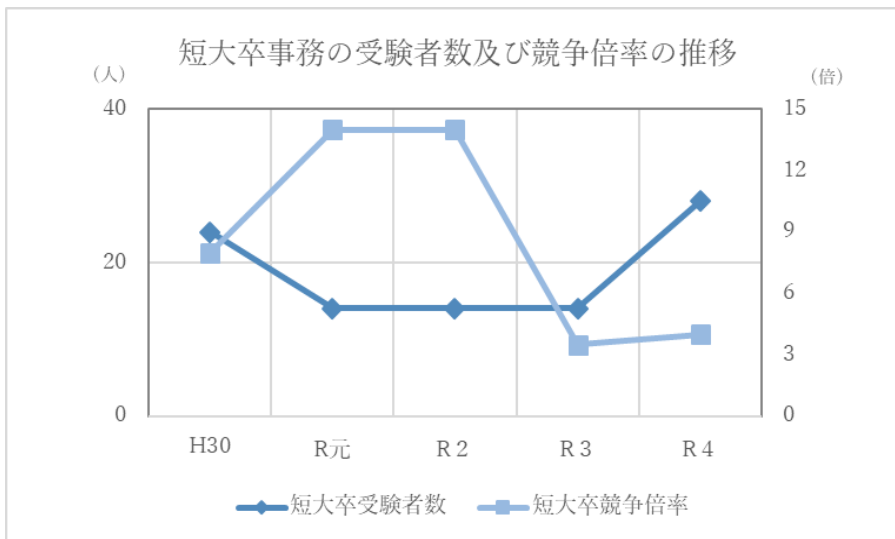
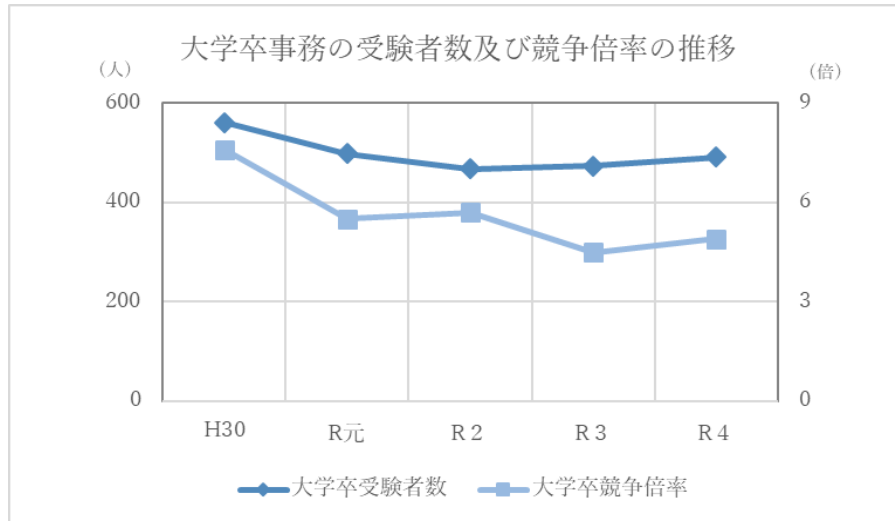
試験区分		申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)	
			受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)		
大学卒 程度	事務	創造力枠	38	27	8	8	3	9.0
		A	558	437	139	132	92	4.8
		B	31	19	5	5	5	3.8
		学芸員	10	8	6	5	1	8.0
	福祉		16	11	7	7	5	2.2
	心理		8	8	6	5	2	4.0
	技術	土木	15	8	6	6	5	1.6
		建築	8	6	4	4	3	2.0
		電気	5	4	4	4	1	4.0
		機械	5	5	2	2	1	5.0
		化学	14	9	5	5	5	1.8
	小中学校事務		32	25	13	13	5	5.0
	消防士		123	106	25	24	18	5.9

試験区分		申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)	
			受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)		
免許 資格職	獣医師	0	—	—	—	—	—	
	薬剤師 (行政)	4	3	2	2	2	1.5	
	保健師	13	12	8	8	6	2.0	
	栄養士	40	33	9	9	3	11.0	
	精神	7	6	6	6	3	2.0	
	保育教諭	84	80	60	57	43	1.9	
	こども園調理栄養士	8	8	5	5	1	8.0	
短大卒 程度	事務	33	28	11	11	7	4.0	
	福祉	3	2	1	1	1	2.0	
	技術	土木	0	—	—	—	—	—
		建築	1	1	1	1	0	—
		電気	3	3	3	2	1	3.0
		機械	0	—	—	—	—	—
消防士	31	23	9	9	4	5.8		
高校卒 程度	事務	20	19	12	12	7	2.7	
	技術	土木	8	8	8	8	7	1.1
		建築	4	4	2	2	2	2.0
		電気	1	1	1	1	1	1.0
		機械	3	3	3	3	3	1.0
		水道技術	3	3	2	2	2	1.5
消防士	60	52	18	17	8	6.5		
障がい者	事務	33	25	12	12	1	25.0	
民間企業等 職務経験者	土木	11	9	9	9	6	1.5	
	建築	6	4	3	3	2	2.0	
	電気	6	5	3	3	2	2.5	
	機械	7	6	5	5	3	2.0	
	獣医師	2	2	2	2	2	1.0	
	精神	4	3	2	2	1	3.0	
	保健師	10	10	10	10	5	2.0	
	保育教諭	13	12	11	11	5	2.4	
就職氷河期世代	事務	88	67	12	10	4	16.8	
合計		1,369	1,105	460	443	278	4.0	

参考：平成30年度以降の事務（大学卒・短大卒・高校卒程度）の受験者数、
合格者数及び競争倍率の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学卒	受験者数	562	499	468	474	491
	合格者数	74	90	82	105	101
	競争倍率	7.6	5.5	5.7	4.5	4.9
短大卒	受験者数	24	14	14	14	28
	合格者数	3	1	1	4	7
	競争倍率	8.0	14.0	14.0	3.5	4.0
高校卒	受験者数	17	21	7	13	19
	合格者数	4	2	3	6	7
	競争倍率	4.3	10.5	2.3	2.2	2.7

※ 受験者数は第1次試験の受験者数



2 個別採用選考

任用規則第10条に基づく選考によることが出来る職への採用選考（公募により行う採用選考及び委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）については、令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

職務の級		人数	根拠規定
行政職給料表	5級	1	任用規則第10条第5号
	4級	1	
合 計		2	

3 昇任試験

任用規則第4条第2項に基づく昇任に係る試験の令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 日程

試験区分	第1次試験 実施日	第1次試験 合格発表日	第2次試験 実施日	最終合格 発表日
消防司令	令和4年 9月5日（月） 9月6日（火） 9月9日（金）	令和4年 9月9日（金）	令和4年 10月24日（月） ～ 10月28日（金）	令和5年 1月16日（月）
消防司令補				
消防士長				

(2) 実施状況

試験区分	申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)
		受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	
消防司令	90	88	21	21	10	8.8
消防司令補	A	163	160	30	20	8.0
	B	4	4	4	3	1.3
消防士長	A	26	25	24	23	1.1
	B	0	—	—	—	—
合 計	283	277	80	79	56	5.0

4 昇任選考

任用規則第10条の2に基づく昇任選考の令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、人事委員会においては、平成20年度から平成26年度まで、主任主事・主任技師等昇任選考、幹部職昇任候補者選考、主査特別昇任選考及び主任保育士昇任選考を公募により実施していた。平成27年度から、主査昇任選考、主査特別昇任選考、主任保育教諭昇任選考及び係長級昇任選考を公募により実施していた。令和4年度以降は、係長級昇任選考のみ実施している。

(1) 日程

選考区分	第1次選考 実施日	第1次選考 合格発表日	第2次選考 実施日	最終合格 発表日
係長級	令和4年 7月28日(木)	令和4年 9月9日(金)	令和4年 10月3日(月)	令和5年 1月16日(月)

(2) 実施状況

選考区分		申込者 (人)	受験者 (人)	第1次選考 合格者(人)	最終合格者 (人)	最終合格率 (%)
係長級	事務	220	218	47	41	18.8
	技術	122	122	25	18	14.8
	合計	342	340	72	59	17.4

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会や長に提出し、又はその講ずべき措置を勧告することができる。

本委員会は、この規定に基づき、令和4年9月15日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会議長及び市長に対し行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 報告

① 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内293の民間事業所から116事業所を抽出し、4月分の給与について職種別に調査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 公民比較

ア 月例給

本市職員と市内の民間従業員について、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素が同等と認められる者の4月分の給与を、ラスパイレス方式により比較した。

その結果は、次のとおりである。

民間給与	職員給与	較 差
376,962 円	376,722 円	240 円 (0.06%)

(職員平均年齢 40.8歳)

イ 特別給

本市職員の期末・勤勉手当と令和3年8月から令和4年7月までの1年間において、市内の民間事業所で支払われた特別給との比較は、次のとおりである。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.42 月	4.30 月	0.12 月

③ 給与の改定について

ア 給料表

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を中心に1級についてのみ引き上げ、所要の改定を行う。

イ 諸手当

期末手当・勤勉手当：支給月数を0.10月分引き上げ、勤勉手当に配分
(年間支給月数4.30月→4.40月)

④ 改定の実施時期

令和4年4月に遡及して実施する。ただし、期末手当・勤勉手当については、条例の公布の日からとする。

⑤ その他課題

ア 給与制度の改善に向けた取組の結果及び課題

令和4年4月に行政職給料表の級構成が8級制から9級制へと改正され、4級に係長級、3級に主査が規定され、職務給の原則に適した給与体系となった。

今後、民間給与との比較における制度上の課題も解消されていくことが期待されるが、令和4年の調査においても、初任給及び30歳台半ばまでの職員給与が民間給与と比較して低くなっている反面、30歳台後半から40歳台の職員給与が民間給与と比較して高い傾向は引き続き見受けられた。

⑥ 人事・給与制度及びその他の勤務条件

ア 人材の確保と育成

(ア) 人材の確保

今後、インターンシップで得た学生情報を採用活動に活用することが可能となることから、民間企業の採用活動はますます早期化する可能性があり、学生もインターンシップに積極的に参加する動きが高まることが想定される。本市においても、試験実施の早期化やインターンシップの充実に積極的に取り組む必要がある。

デジタル人材の確保については、社会全体の迅速なデジタル化が強く要請されているなか、庁内のデジタル化を加速する上で喫緊の課題である。最新のデジタル技術を活用して新たな価値を生み出していける人材を、民間からの登用も含め、機動的に確保する必要がある。

(イ) 人材の育成

管理監督者は人材育成に積極的かつ計画的に取り組むとともに、管理監督者以外の職員もOJTの担い手として「人を育てる意識」を持ち、各職場が「人を育てる場」となるよう意識の醸成を図り、新入材育成ビジョンに掲げる「人を育てる組織への転換」に一層努められたい。

人事評価制度については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、結果を積み上げ、任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用していくことが重要である。

(ウ) 女性職員の登用

女性の活躍は組織全体を活性化させ、優秀な人材の確保・育成につながるものである。職員の活躍のためには、勤務環境の整備も不可欠であることから、職員のキャリア形成支援とともに、柔軟な働き方や仕事と家庭の両立支援など良好な勤務環境の整備に引き続き努められ、女性職員の登用の促進が女性職員の活躍推進につながるよう、より一層、取組を強化されたい。

(エ) 障がい者の活躍推進

障がい者にとって働きやすい環境は、全ての職員が働きやすい環境であることを踏まえ、障がいのある職員が配属されている所属のみならず、全職員が障がいに対する理解を深め、障がい者の活躍の場の確保・拡大に結びつけられるよう、引き続き努められたい。

イ 勤務環境の整備

(ア) 長時間労働の是正

任命権者においては、時間外勤務の実態を把握し、各所属にフィードバックして時間外勤務の適正管理に活用させるとともに、長時間労働の是正に向けた取組を検討するなど、更なる時間外縮減対策が求められる。

教育委員会においては、働き方改革プランに掲げられた取組がより実効性のあるものとなるよう、効果を十分に検証しつつ実施していくことにより、教育職員が心身ともに健康を維持し、教材研究の時間や児童生徒一人一人と向き合う時間をより多く確保することができるよう努めていく必要がある。

(イ) 柔軟な働き方と仕事と家庭の両立支援

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、地方公務員の男性の育児休業取得率の成果目標を2025年までに30%としている。男性の家庭生活への参画推進は、男性自身の仕事と家庭生活の両立のみならず、女性の活躍、ひいては少子化対策の観点からも重要であることから、引き続き、重点的に取り組む必要がある。

(ウ) メンタルヘルス対策の推進

職員の心身の健康を維持するには、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進等に加え、管理監督者によるラインケアや同僚等による職場における精神的な支え合いに留意し、風通しの良い職場づくりに努める必要がある。さらに、ストレスチェックの結果を踏まえて、職場環境の改善を行うなど、制度を効果的に運用していくことが必要である。

(エ) ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、ハラスメント防止対策が適切に実施されるよう、職員に対し、制度や相談・調査機関についての継続的な周知や各種研修等による意識向上を図るとともに、各所属においては、声を上げやすい環境づくりや職場風土の醸成に努められたい。

ウ 定年の引上げ

質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であるとともに、職員の年齢構成や退職者数を踏まえた中長期的な観点からの定員管理が必要である。

任命権者は、翌年度に60歳に達する職員に対し、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容などについて適切な情報提供を行うとともに、そ

それぞれの職員が、自らの望む職業生活設計に沿った選択ができるよう配慮する必要がある。

60歳以降の職員に期待する役割を明らかにした上で、個々の能力及び実績に基づき、職員のモチベーションを維持できるような適材適所の配置を進めるとともに、本人や周辺の職員の理解を十分得ることが必要となる。

エ 市民からの信頼確保

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員の基本として強く求められるところであり、管理監督者は、あらゆる機会を通じて所属職員の倫理意識への働きかけを行うとともに、懲戒処分に関する指針等を周知徹底し、公務員としての自覚をより強固なものとするこゝで、不祥事を根絶するよう努められたい。

オ 会計年度任用職員制度の運用

令和4年4月1日時点において約3,500人が会計年度任用職員として任用されており、幅広い行政分野において常勤職員とともに本市の事務事業の適切な遂行に重要な役割を果たしている。

各任命権者においては、今後も常勤職員との権衡を図るとともに、適切な募集・任用を実施し、職務の内容や標準的な職務の量に応じた勤務時間の設定及び勤務状況の実態の把握に努めることが求められる。会計年度任用職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮して勤務することができるよう、引き続き制度の趣旨に沿った適正な制度運用に努められたい。

(2) 勧告

① 給料表

給料表については、本市職員と民間従業員との給与の均衡を図るため、報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

② 諸手当

ア 期末手当・勤勉手当

民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、期末手当・勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見の内容は、次のとおりである。

意見申出 年 月 日	議案（条例）名	意見
令和4年 9月8日	静岡市職員の定年等に関する条例の全部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年年齢等について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員を新設するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員を新設するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の分限に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、降給の種類に管理監督職勤務上限年齢による降給を追加するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、減給の額について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員を新設するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。

<p>静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員を新設するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができない職員の追加等を行うとともに、取得要件の緩和について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、公益的法人等への派遣ができない職員について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等への派遣ができない職員について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳に達した職員の給与を規定するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用短時間勤務職員を廃止し、定年前再任用短時間勤務職員を新設するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、退職手当基本額の算定について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。</p>
<p>静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について</p>	<p>この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳に達した高等学校教育職員の給与を規定するため、所要の改正を</p>

		しようとするものであり、異議はありません。
	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳に達した小・中学校教育職員の給与を規定するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、教育職員の教職調整額の算定方法について、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員を廃止するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市定年退職者等の再任用に関する条例の廃止について	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、再任用職員を廃止するため、当該条例を廃止しようとするものであり、異議はありません。
令和4年 12月1日	静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った内容となっており異議はありません。 この条例案は、本委員会が行った令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った内容となっており異議はありません。
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	
	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	

令和5年 2月16日	静岡市職員の高齢者部分 休業に関する条例の制定 について	この条例案は、地方公務員の定年引上 げに伴い、職員の高齢者部分休業につい て必要な事項を定めようとするもので あり、異議はありません。
---------------	------------------------------------	--

3 規則等の制定、改廃の協議

「静岡市職員の給与に関する条例」等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長等はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。

また、「静岡市職員の給与に関する条例」等の規定により市長等が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様としている。

本委員会に市長等から協議依頼があった規則案等は次のとおりであり、いずれも同意する旨の回答をした。

通 知 年月日	協 議 の 内 容
令和4年 9月15日	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正につ いて (2) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一 部改正について
令和4年 9月28日	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正につ いて (2) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に ついて 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基 づくもの (1) 静岡市立清水病院に助産師、看護師及び准看護師として勤務す るパートタイム会計年度任用職員の報酬の特例について
令和4年 12月1日	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に ついて
令和4年 12月20日	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正につ いて (2) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一 部改正について

<p>令和5年 3月22日</p>	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市立の高等学校に勤務する非常勤養護教諭の給与の特例について (2) 静岡市立の小学校及び中学校に勤務する非常勤養護教諭及び非常勤栄養教諭の給与の特例について
	<p>静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について (2) 静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について (3) 静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について (4) 静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について (5) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (6) 静岡市職員の住居手当に関する規則の一部改正について (7) 静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正について
	<p>静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
	<p>静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について (2) 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について (3) 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について (4) 静岡市立の高等学校に勤務する臨時的に任用された教諭、養護教諭及び実習助手の給与に関する事項について
	<p>静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市立の小学校及び中学校に勤務する臨時的に任用された教諭、養護教諭、事務職員及び栄養士の給与に関する事項について
<p>令和5年 3月30日</p>	<p>静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について

4 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する人事委員会規則において、任命権者が人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

本委員会に任命権者から申請のあった事項は、次のとおりである。

(1) 給与関係

承認年月日	任命権者	内 容
令和4年 9月1日	静岡市 消防長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第20条の規定に基づく特別の場合の昇格の承認について
令和4年 10月5日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
	静岡市 教育委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
令和4年 11月10日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
令和4年 12月7日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
	静岡市 消防長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
令和5年 1月12日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
	静岡市 教育委員会	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
令和5年 2月8日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
令和5年 3月13日	静岡市長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
	消防長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
令和5年 3月30日	静岡市 教育委員会	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について

	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について

5 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため、職員の給与について支払監理を行った。

(1) 調査対象課

2課

(2) 調査時期

令和4年11月9日から令和5年1月31日まで

第3 公平審査及び苦情処理

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をする。

令和4年度における勤務条件に関する措置の要求の事案はなかった。

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法の規定により、職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和4年度における不利益処分に関する審査請求の事案はなかった。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、人事委員会は、勤務条件に関する措置要求及び審査請求に至らないような勤務条件その他の人事管理に関する職員からの苦情を処理する。

令和4年度においては13件の相談があり、その内容と件数の状況は、次のとおりである。

内 容	勤務時間	任用	パワハラ	いじめ	その他	計
相談件数 (件)	1	2	7	1	2	13

第4 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和4年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

職員団体の名称	登録年月日	登録変更年月日	変更内容
静岡市職員組合	平成15年6月27日	令和4年7月20日	役員名簿の変更
静岡市立清水桜が丘高等学校教職員組合	平成15年6月27日	—	—
ユニオン仲間	平成19年9月13日	令和4年7月5日	役員名簿の変更
静岡教職員組合	平成28年4月5日	令和4年4月1日	役員名簿の変更
静岡市教職員組合	平成29年5月25日	令和4年8月12日	役員名簿の変更

2 管理職員等の範囲

職員のうち管理職員等とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている。

(令和5年3月31日現在)

機関		職		
各任命権者共通		局長 局次長 部長 担当部長 理事 参与 課長 担当課長 参事		
議会事務局		事務局長 事務局次長		
市長部局		市理事 連携調整監 統括監		
市長公室		市長公室長		
秘書課		課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長		
東京事務所		東京事務所長		
危機管理総室		危機管理総室長 危機管理総室次長		
総務局	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 組織管理係長 行財政改革推進係長		
	政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長		
	人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長		
	職員厚生課	課長補佐 係長		
企画局	企画課	課長補佐 政策企画・調整係長		
財政局	財政部	財政課	課長補佐 予算を担当する主幹、副主幹及び主査 係長	
		管財課	課長補佐 庁内取締りに関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 庁舎管理係長	

		公営競技事務所	公営競技事務所長 公営競技事務所次長
	税務部	市民税課	課長補佐
		駿河税務センター	所長
		清水市税事務所	清水市税事務所長
市民局		戸籍管理課	課長補佐
		斎場	場長
		井川支所	井川支所長
観光交流文化局		文化財課	課長補佐
		三保松原文化創造センター	所長
		登呂博物館	館長
		文化振興課	課長補佐
		芹沢銈介美術館	館長
		日本平動物園	日本平動物園長
環境局		環境保健研究所	環境保健研究所長
		収集業務課	課長補佐
		収集センター	所長
		廃棄物処理課	課長補佐
		清掃工場	場長
		衛生センター	所長
保健福祉長寿局			健康長寿推進監
	地域包括ケア推進本部		地域包括ケア推進本部長 地域包括ケア推進本部次長
健康福祉部	健康づくり推進課		課長補佐
		口腔保健支援センター	所長
		障害者歯科保健センター	所長
	保険年金管理課		課長補佐
		井川診療所	診療所長
	地域リハビリテーション推進センター	地域リハビリテーション推進センター所長	
保健衛生医療部	こころの健康センター		こころの健康センター所長 事務長
	動物指導センター		動物指導センター所長
	看護専門学校		校長 副校長 事務長 教務長 技監

		保健所	保健所長
		保健所清水支所	保健所清水支所長
	清水病院		病院長 病院参与 副病院長 診療部長 事務局長 薬剤部長 看護部長 医療技術部長 病院技監 看護部各科の科長 薬剤科長 医療技術部各科の科長 技監 副技監 看護師長
		教育研修・病院事業管理室	教育研修・病院事業管理室長
		医療安全管理室	医療安全管理室長 副室長
		感染防止対策室	感染防止対策室長
		治験・臨床研究管理室	治験・臨床研究管理室長 副室長
		病院総務課	課長補佐 係長
	子ども未来局	こども園課	課長補佐
		こども園	園長
		待機児童園	園長
		児童相談所	児童相談所長
経済局	商工部	中央卸売市場	市場長
	農林水産部	経済事務所	経済事務所長
都市局	都市計画部	都市計画事務所	都市計画事務所長
建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長
	区役所		区長 副区長
		健康支援課	課長補佐
		東部保健福祉センター	所長
		北部保健福祉センター	所長
		藁科保健福祉センター	所長
		大里保健福祉センター	所長
		長田保健福祉センター	所長
		蒲原保健福祉センター	所長
		井川支所	支所長

	長田支所	支所長
	蒲原支所	支所長
	福祉事務所	福祉事務所長
	蒲原出張所	蒲原出張所長
会計部局		会計管理者
	会計室	会計室長 会計室次長 次長補佐 資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 総務・出納係長
教育委員会事務局		教育統括監
	教育局	教育調整監
	教育総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務並びに職員の任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事（企画に関する事務を担当するものに限る。） 係長
	教職員課	課長補佐 任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務、教職員の人事評価に関する事務、教職員の職員団体に関する事務並びに教職員の定数に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事（企画に関する事務を担当するものに限る。） 係長 管理主事
教育委員会の機関	教育センター	所長
	自然の家	所長
	特別支援教育センター	所長
	学校給食センター	所長 由比学校給食センターの次長
	図書館	館長
	学校	小学校 校長 教頭
		中学校 校長 教頭
		高等学校 校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委員会事務局		事務局長 事務局次長 事務局参与 事務局理事
区選挙管理委員会事務局		事務局長 事務局次長
人事委員会事務局		事務局長 事務局次長 次長補佐

	企画に関する事務を担当する主幹、 副主幹、主査及び主事 係長
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、 副主幹、主査及び主事 係長
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長

第5 労働基準監督機関

地方公務員法により、労働基準法等の規定中職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1に掲げる同表第11号（郵便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び別表第1に掲げる事業に該当しない官公署の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされている。

1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分

本市の事業所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの号別区分は、本委員会と静岡労働局が協議して決定した。

この号別区分の状況は、次のとおりである。

（令和5年3月31日現在）

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（266事業所）

号別	事業内容	部局別	事業所名
12	教育・研究・調査の事業 (204)	市長(67)	生涯学習交流館(5)、看護専門学校(2)、環境保健研究所、日本平動物園、登呂博物館、芹沢銈介美術館、こども園(56)
		教育委員会 (137)	小学校(77)、中学校(37)、小中学校(6)、高等学校(2)、教育センター、特別支援教育センター、自然の家、図書館（分館含む。）(12)
別表第1の各号に属さない事業(62)		市長(18)	静岡庁舎・葵区役所、清水庁舎・清水区役所、駿河区役所、支所(3)、東京事務所、福祉事務所（出張所含む。）(4)、三保松原文化創造センター、児童相談所、産業振興課、中央卸売市場、中山間地振興課、葵北道路整備課、新インターチェンジ周辺整備課
		消防(35)	消防局、消防署本署(9)、庵原分署、出張所(23)、警防課
		教育委員会	教育委員会事務局
		選挙管理委員会(4)	選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局(3)
		人事委員会	人事委員会事務局
		監査委員	監査委員事務局
		農業委員会	農業委員会事務局
議会	議会事務局		

労働基準監督署が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（119事業所）

号別	事業内容	部 局 別	事 業 所 名
1	製造・加工業 (80)	市長(41)	こども園の給食調理室(41)
		水道(5)	配水場(2)、浄水場(2)、水質試験センター(水質管理課)
		下水道(3)	浄化センター(3)
		教育委員会(31)	学校給食センター(10)、学校の給食調理室(21)
3	土木・建築業	下水道	下水道維持課分室
8	商業(5)	市長(5)	斎場(3)、霊園事務所(2)
13	保健・衛生業 (23)	市長(23)	市立病院、井川診療所、保健福祉センター(10)、保健所(支所含む。)(2)、こころの健康センター、待機児童園(3)、動物指導センター(2)、口腔保健支援センター、障害者歯科保健センター、地域リハビリテーション推進センター
14	娯楽・接客業 (2)	市長(1)	公営競技事務所
		教育委員会(1)	学生寮
15	焼却・清掃業 (7)	市長(7)	清掃工場(2)、最終処分場、収集センター(2)、衛生センター(2)
17	その他の事業所	上下水道局	上下水道局

(注) この表に掲げられていない事業所は、静岡市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

労働基準監督機関として令和4年度において職権を行使した事項は、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

解雇予告除外認定

労働基準法によれば、使用者は労働者を解雇しようとするときは、少なくとも30日前に予告をしなければならないとされているが、「労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、使用者が行政官庁の認定を受けたもの」については、これらの規定が適用除外となる。

令和4年度においては、2件の解雇予告除外認定を行った。

(2) 労働安全衛生法関係

各種報告書の受理

労働安全衛生法等の規定に基づく各種報告書の受理の状況については、次のとおりである。

項 目	令和4年度の受理件数
総括安全衛生管理者の選任報告	3
安全管理者の選任報告	0
衛生管理者の選任報告	17
定期健康診断の結果報告	9
死傷病報告	2

(3) 事業場調査関係

労働基準法第101条、労働安全衛生法第91条に基づく事業場調査の実施状況については、次のとおりである。

① 実施時期

令和4年12月から令和5年2月まで

ア 書面調査時期 令和4年12月から令和5年2月まで

イ 実地調査時期 令和5年1月から令和5年2月までの間で調整

ウ 調査対象期間 令和4年4月から11月まで

② 調査対象及び内容等

ア 事業場を対象とする定期調査

(ア) 調査対象 12事業場

(イ) 調査方法 書面調査、実地調査

イ 労働安全衛生に関する定期調査

(ア) 調査対象 職員厚生課等、建築総務課、管財課等

(イ) 調査方法 書面調査

ウ 諸課題に対する個別調査

(ア) 調査対象 24事業場

(イ) 調査方法 書面調査

第6 人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。

令和4年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は、次のとおりである。

1 人事委員会規則

番 号	公布年月日 施行年月日	名 称	制定改廃
令和5年 第1号	令和5年2月16日 令和5年3月1日	静岡市職員の任用に関する規則	一部改正
令和5年 第2号	令和5年2月16日 令和5年3月1日	静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則	一部改正
令和5年 第3号	令和5年3月23日 令和5年4月1日	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則	一部改正
令和5年 第4号	令和5年3月23日 令和5年4月1日	静岡市職員からの苦情相談に関する規則	一部改正
令和5年 第5号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則	一部改正
令和5年 第6号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則	一部改正
令和5年 第7号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
令和5年 第8号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	静岡市職員の退職管理に関する規則	一部改正
令和5年 第9号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	静岡市職員の定年に係る勤務延長に関する規則	一部改正
令和5年 第10号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	静岡市職員の給与に関する条例附則第35項等の規定による給料の取扱いに関する規則	規則制定
令和5年 第11号	令和5年3月30日 令和5年4月1日	静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	一部改正
令和5年 第12号	令和5年3月31日 令和5年4月1日	静岡市人事委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律等施行規則	規則制定

第7 公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理することができることとされている。

これに基づき本委員会は、次のとおり公平委員会事務を受託している。

1 受託団体

(令和5年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
静岡県後期高齢者医療 広域連合	静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	平成19年2月2日

2 受託事務内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次に掲げる事務

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) 法律に基づきその権限に属せしめられた事務

人事委員会事務局職員名簿

(令和5年3月31日現在)

事務局長 梶山 雅代

事務局次長 飯田 浩史

(審査給与係)

(任用係)

審査給与係長 伊藤 勝宏

次長補佐兼
任用係長 赤川 弥生

副主幹 福島 かおり

副主幹 油井 直子

主査 近藤 祐介

主査 井上 史華

主査 福島 弘貴

主査 廣畑 雅之

会計年度
任用職員 廣瀬 陽子

主査 柴山 賢人

会計年度
任用職員 小林 直子

会計年度
任用職員 奥山 玲奈

人事委員会年報（令和4年度）

- ◎発行年月 令和5年7月
◎編集・発行 静岡市人事委員会事務局
〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1674